

令和 7 年 度

令和 2 年 7 月 豪 雨 に 関 す る 特 別 委 員 会 記 録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--|-----|
| 1. 6 月 定 例 会 付 託 案 件 | 1 |
| 1. 令 和 2 年 7 月 豪 雨 に 関 す る 諸 問 題 の 調 査 | 1 0 |
-

令 和 7 年 6 月 1 6 日 (月 曜 日)

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和7年6月16日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時25分閉議（実時間82分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第52号・契約の締結について（八代市管内宅地かさ上げ受託合併工事）
1. 令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査（坂本地区防災拠点整備事業（右岸側）について）
（令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 谷川登君
委員 大倉裕一君
委員 北園武広君
委員 友枝和也君
委員 中村和美君
委員 成松由紀夫君
委員 野崎伸也君
委員 橋本幸一君
委員 増田一喜君
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部

復興整備課長 坂井宏全君

総務企画部

理事兼危機管理課長 松永貴志君
健康福祉部

健康福祉政策課長 福田裕之君

○記録担当書記 安永尚斗君
右田理絵君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

それでは、事件議案の審査に入ります。

○議案第52号・契約の締結について（八代市管内宅地かさ上げ受託合併工事）

○委員長（上村哲三君） 議案第52号・八代市管内宅地かさ上げ受託合併工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○復興整備課長（坂井宏全君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興整備課、坂井でございます。

議案第52号・契約の締結について（八代市管内宅地かさ上げ受託合併工事）につきまして、御説明をいたします。

恐れ入りますが、着座の上、説明してよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○復興整備課長（坂井宏全君） 議案書は81ページになります。

説明に当たりましては、別資料の右肩に、令和7年6月16日、委員会資料、令和2年7月豪雨に関する特別委員会と記載しております議案第52号・契約の締結について（八代市管内

宅地かさ上げ受託合併工事)に関する資料によりまして御説明させていただきます。

それでは、資料、右下にページ番号を示しております1ページ目を御覧ください。

受託合併契約を行います工事の内容について、その概要を御説明いたします。

1. 工事名は八代市管内宅地かさ上げ受託合併工事。

2. 工事場所は八代市坂本町西鎌瀬地区、中津道地区、下鎌瀬地区でございます。

ここで、2ページを御覧ください。

工事を行います3つ地区の位置を地図に示しております。地図の下側が球磨川の上流、そこから上に向かって球磨川が流れております。左岸側に西鎌瀬地区、右岸側に中津道地区、下鎌瀬地区が位置しております。

この3地区につきましては、国が治水対策事業として整備を行う高さ、計画堤防高より、球磨川流域緊急治水対策プロジェクトに掲げられ、球磨川流域で行われるあらゆる対策を講じた後の水位高、対策後水位が高くなることが分かっております。

本市におきましては、このような地区については、国が行う計画堤防高の整備に加えて、市において独自に対策後水位の高さまでかさ上げをすることで、住まいの安全を確保することが方針として決定されております。

しかしながら、国の治水対策事業の完了を待って、その後に市独自でかさ上げ工事に着手しているのは、時間と費用の面で非効率であり、また、被災者の皆様の一日も早い住まいの再建を推進するためにも、市独自のかさ上げ工事を国の治水対策工事に合わせて国に施工していただくよう、国と市の間で調整を行いまして、令和5年度から3年間の受託合併基本協定を結び、毎年度実施する工事の進捗に基づいて、年度ごとに受託合併工事の契約を締結しております。

資料1ページにお戻りください。

3. 契約金額は2億2680万7310円。

4. 契約の相手方は、国土交通省九州地方整備局でございます。

ここで、国と契約締結をします受託合併工事につきまして、御説明をさせていただきます。

国が行う直轄工事に合わせて、国が国土交通省受託事務処理規則の規定によりまして、国以外の者からの委託に基づいて行う工事を、受託合併工事とされています。

この事務処理規則の中では、第2条受託の要件として、国土交通省所管に係る建設工事と合併し、又はこれと関連して実施することが必要と認められる工事、あるいは、国土交通省で実施することが公益上特に必要と認められる工事については、国土交通省が受託して工事を実施することができるとされております。

なお、当該工事を国に委託するにあたっては、必要となる経費につきましては、委託者が負担することとなっております。

契約金額、2億2680万7310円は、ただ今申しました当該工事を市が国に委託するにあたって、令和7年度に必要な経費ということでございます。

続きまして、5. 工事の概要でございますが、資料の3ページを御覧ください。

まず、西鎌瀬地区の平面図でございます。ピンク色の建物が再建を希望される家屋等でございますが、この地区は再建する家屋等が建つ宅地だけではなく、地区全体をかさ上げすることとしておりまして、黄色のエリアの土地が一体的に上昇いたします。

黄色のエリアの周囲には、オレンジ色で示しました市道がございますが、この市道も同様にかさ上げをし、整備いたします。

図の右上に工事の概要を示しております。かさ上げに用いる盛土量は約3万立方メートル、かさ上げする面積は約1万3千平方メートルとなります。再建を希望する対象家屋数は7件が

予定されております。

図の中ほどに青色の線を記載し、下段にその地点の横断図を示しておりますが、もともとの白い地盤から青い範囲の高さまでは国が治水対策工事でかさ上げをする高さ、ピンクの範囲は市が独自にかさ上げを行う高さであり、国土交通省に工事を委託する部分となります。

この地点においては、約77センチメートルを市が追加してかさ上げすることとなります。

続きまして、4ページを御覧ください。

中津道地区の平面図でございます。この地区は再建される家屋等4件が建つ宅地だけをかさ上げすることとしております。黄色で示した区画がかさ上げする土地、ピンク色がかさ上げをする家屋等となります。図の右側に青色の線で示した地点の横断図を真ん中上に記載しております。青い範囲は国が行う治水対策工事の範囲、ピンクの部分は市がかさ上げを行う高さとなります。この地点においては、約26センチメートルを市が追加して高くすることとしております。

最後に、5ページを御覧ください。

下鎌瀬地区の平面図でございます。この地区は道路などを挟んで黄色で示した4つのブロックに分かれておりますが、それぞれを一体的にかさ上げすることとしております。

図の左下に工事の概要を示しております。かさ上げに用いる盛土量は約2万9千立方メートル、かさ上げする面積は約1万4千平方メートル、再建を希望する対象家屋数は6件が予定されております。

図の右側に青色の線を記載し、下段にその地点の横断図を示しておりますが、青い範囲は国が行うかさ上げの範囲、ピンクの部分は市が独自にかさ上げを行う高さとなります。この地点付近においては、約96センチメートルを追加して高くすることとしております。

以上が委託工事の内容でございます。

なお、本件は、令和5年度に国と結んだ受託合併基本協定に基づき締結する工事の委託契約です。

八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条によりますと、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とすると規定されております。

このことにつきまして、文書統計課へ確認しましたところ、委託契約であっても、その内容が工事の完成を目的とするものである限り、工事または製造の請負に該当すると解される、との回答を得たところでございます。

このようなことから、同条例第2条の規定に基づきまして御提案をするものでございます。

また、契約の相手方が国土交通省九州地方整備局と限られ、競争入札に適用しないことから、随意契約によりまして、契約金額2億2680万7310円で議会の議決をいただいたときに本契約となる条件を付した仮契約を、5月8日に締結いたしております。

以上、説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑をお願いします。

○委員（大倉裕一君） 説明ありがとうございました。

この3地区の計画というのは、1度に並行して進んでいくということで理解してよろしいんでしょうか。スケジュール表とかあれば、御提示いただければと思うんですけど。

○復興整備課長（坂井宏全君） 大倉委員から御質問がございました件につきましては、3年間の受託合併基本協定というのを結んでおまして、初年度は、下鎌瀬地区と西鎌瀬地区からスタートしまして、2年目となります令和6年度から中津道地区が始まったというようなスケ

ジュールで進んでおりまして、現在ちょっと手持ちで持ってきておりませんので、後日でよろしければ、スケジュール表、工程表のほうを皆様にお示ししたいと思っております。

○委員（大倉裕一君） ぜひ資料のほうの提供をお願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ただいま大倉委員から資料についての請求の申出がありました。

お諮りします。

本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 3地区における盛土については、どちらから調達をされるのでしょうか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 盛土につきましては、国交省の八代河川国道事務所のほうが準備、調達されることとなっておりますので、現在、坂本町の球磨川沿い、あるいはちょっと入ったところに、かなりの量の土砂等を盛土してございます。その中から持ってこられるんだろうとは思っているところでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） だろうということではなくて、八代市の皆さんの税金を使って、そして災害に遭われた皆さんの安全性を守るというところからすると、やはり発注側としても、きちんとした答えを確認しとっていただきたいというふうに思います。その点、答えがあれば。

○復興整備課長（坂井宏全君） 失礼いたしました。

国土交通省のほうに確認いたしまして、どちらのほうから輸送されて盛土されるのかというのを確認した資料をまた作成いたしまして、お

示しできればと思っております。

○委員（大倉裕一君） 現時点では説明が難しいということであれば、資料を作っていただいて、提供をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ただいま大倉委員から資料についての請求の申出がありましたので、お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。前段と同じように、よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今回の契約金額ですけれども、積算根拠はどうなっていますか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 先ほど御説明の中でも申しましたけれども、令和7年度に工事を委託するために必要となる経費ということで、積算をしております。

内容につきましては、工事費、それと用地費及び補償費、職員の人件費等の事務費、消費税などとなっております。

内訳の金額といたしましては、工事費が1億531万9005円。補償費が8711万1459円。事務費が、1375万8000円。消費税が2061万8846円、合わせまして2億2680万7310円となっております。

ちなみに、国の負担分と合わせました事業費の総合計につきましては、令和7年度分は、現在のところ8億7656万1019円となっております。

○委員（成松由紀夫君） その積算根拠というか、そもそものお尋ねというか。用地費の部分で、かさ上げの範囲が、国かさ上げ分と市かさ上げ分の中で、市かさ上げ分が30センチのところから90センチまでの幅ですよ。国のか

かさ上げ範囲というのは多分、浸水想定も含めて、いろいろな根拠があって、大きくかさ上げる。その八代市分の30センチ、70センチ、90センチ台の幅がまばらではあるんですが、なぜその数字に落ち着いたのかという、その根拠。市のかさ上げ分の根拠について、その辺どうなっているのかな。

○復興整備課長（坂井宏全君） 国が整備を行います計画堤防高というのがございます。こちらは河川整備計画、国が定めていらっしゃるんですが、河川整備計画の中で定められております、球磨川流域の計画堤防高というのがございます。

これが国が計算をされていますハイウォーターレベルプラスの1.5メートルだと聞いております。これが国が整備をされる高さになります。

そこに対しまして、市が独自にかさ上げを行いますのは、球磨川水系流域治水プロジェクトというのが、球磨川流域の12市町村と国と県で定めたものがございます。

この中の取組を球磨川流域で全て行って、その上で、令和2年7月豪雨同等の水がその整備が終わった球磨川に流れたときの水位というのが、対策後水位という高さで決められております。

この計画堤防高と、ほとんどのところが国が整備する計画堤防高のほうが上に行くんですけども、球磨川流域で何か所か、この整備が終わった後の高さが上にくる地点がございます。これは芦北町も球磨村もございます。芦北町も球磨村もこの対策後水位が上に来るところは、自治体が独自にかさ上げをしようというところで取り組んでいらっしゃいます。

八代市のほうも、この上に来る地点で住家があるところがこの3地区だったというところで、この3地区の住家をより安全に守ろうということで、自治体で独自に高さを上げていると

いうところがございます。

○委員（成松由紀夫君） もうちょっとシンプルに市民に分かるように言うと、要は、国が定めるウォーター何とかにプラス1.5メートルですよ。そこで安全ですよというところを多分国は思ってやると思うんですよ。

ただ、市の独自分、プラスアルファは、今の話だと球磨川、前回の同等の水が流れてくれば、いやそこはあふれるけん、そこは市独自でしたんですよというように聞こえたんですけど、そんな治水でいいのかな。

前回と同様は当然押さえた上での工事ということにしておかないと、国はこんくらいでよかろうと言うたけれども、前回と同様の水が出たときには、この3地点はもうあふれるけん、だから市が独自でやったんだよ。それが30センチから90センチの幅で、根拠は何だよということ、市民の皆さん方は前回あり得たわけだから、また、同じ水が出てきたときにはあふれやせんかという不安感につながらないかな。もうちょっとシンプルにちょっと分かりやすく教えてください。

○復興整備課長（坂井宏全君） 先ほど申しました計画堤防高、国が定める計画堤防高というのは、おおむね30年間の河川整備計画をまとめたのが球磨川の河川整備計画となっております。30年間にこういう対策をしようというのをまとめたのが、その計画堤防高ですね。ですから、その中で想定される雨量で計画堤防高は計算されていると思います。

それに比べまして、先ほど申しました球磨川水系緊急治水対策プロジェクトというのは、令和2年7月豪雨からおおむね10年間の対策をこうしようということ、国・県をはじめ、流域市町村で定めております。

ですから、想定する雨量というのは、令和2年7月豪雨を想定して整備をしようということにしております。

ただ、国が30年間で計画する水位の高さと10年間で令和2年7月豪雨の雨量を想定した高さというのは当然ちょっと違ってくるところがあります。令和2年7月豪雨が大体80年に一度か100年に一度かと言われているような雨量ですので、そちらを想定してしまうと、国が整備する高さより整備後の高さが上に来ってしまうということです。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、シンプルに国の30年のデータで云々だから、この程度なんだ。

しかし、こっちの球磨川の何ちゃらは、10年だから当然増えてくるんだという、行政の都合のいい説明はいいわけよ。

要は、言わんとするのは、坂本の人たちに説明するときに、国はちゃんとそれを想定して、一例で言うと、前回と同等のやつが出たら、国の分はちゃんとそこに対応する高さです。しかし、用心して、それ以上も含めてあるといかんから、市の分で10年のデータを根拠にして、プラスアルファでより安全にするんですよという説明だったら、我々もほら、坂本の人たちとかに説明するときに、国がちゃんとかさ上げしてくれます。それにプラスアルファ、八代市もより安全にするために、そのデータの根拠は30年、10年という計画がちょっとあるんだけど、そういうことなんですって言ったら、安心して、市民の皆さんにも伝わるだろうし、我々も説明しやすいと思うんだけど。

30年の何たらで、何とかだから低いから、どうのこうのというのをあんまり言うと、前回、シンプルに言うと、前回同様の水が来て、あふれるんですか、あふれないんですか。そこをちょっとすいません。

○復興整備課長（坂井宏全君） それじゃあ、ちょっと砕いて申し上げたいと思います。（委員成松由紀夫君「砕いて言ってよ、最初から」と呼ぶ）

国土交通省が、現在、治水対策事業で整備しております計画堤防高の整備、これが終わっても、令和2年7月豪雨と同等の雨が降って、水が球磨川に流れた場合、浸水するおそれがある地点が八代市では3か所あるということです。ですから、この3か所については、市で独自にかさ上げをいたしますということでございます。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと私が理解力がないのかな……。国のやつじゃ、その3か所は危ないから、市でやるんですということは、国のかさ上げ分は。

○復興整備課長（坂井宏全君） 当然、国は計画堤防高までは整備をいたします。

そこで浸水のおそれがありますので、対策後水位という水位が上に出ていますので、そこまでの差を市がかさ上げをすると、追加してかさ上げをします。この工事を国のほうにもう一緒にしていただくようお願いをするという工事契約でございます。

○委員（成松由紀夫君） 1回ちょっと個別で聞きます、しっかり。要は、何か分かりにくいっちゃうか、危なかつころまで本当は国に見てもらわないかんのかなっちゃう、私もちょっと筋論があつて、いや、国がやる分じゃ危ないから、その分は市でせないかんっていうのはどうなのかなと思うんで、後で、また教えてください。

○委員（橋本幸一君） ちょっと関連なんですけど、今、全国の一級河川で、ああいう災害後の計画堤防高ですか、あれの基準というのは30年があれですか。私、普通、なんか大きいところは70年とか、50年とか、何かそういうあれも聞いているんですけど、私の聞き間違いならばあれですけど、普通30年が当たり前になっているんですか。どうですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 球磨川の河川整備計画を見ますと、80年となっております

す。

○委員（橋本幸一君） 全国的な流れとして、やっぱり30年ですか。50年とか70年とか、そういう河川、一級河川。

○復興整備課長（坂井宏全君） 申し訳ありません。全国的な河川については、調査をしておりますので分かりませんが、球磨川のこの河川整備計画につきましては、おおむね30年と記載されております。

○委員（橋本幸一君） やっぱり何て言いますか、これだけの大水害があったとき、30年って本当に妥当かなということに、私も、今、これ聞きながら。結局、今の30年のあれでは、当然下がるのは間違いないんですね。10年、令和2年のあれが入るとるから、そこが基準になっているからですね。どうしてもですね。本当にこれが、もうこれはもう結果論だから仕方ないんですが、妥当かなということを感じております。結構です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 市独自でかさ上げされる部分は、令和2年7月豪雨が降った、豪雨が、雨量ですね。雨量のときに、令和2年7月豪雨と同じ量が降った場合に、どれぐらい安全な堤防高という形になるんですかね。大体でいいですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 先ほど申しました対策後水位というのが、令和2年7月豪雨が、また同じように降って、水が出水したときの想定される一番上の高さで、この高さ以上に今はかさ上げをしているところでございます。

ですから、そこに対して余裕高というのは、あまり持ててないところ、この高さに合わせて、今、かさ上げをしているというところですよ。

○委員（大倉裕一君） 理解しましたので。分かりました。

○委員（中村和美君） 民家のかさ上げが17件、今、予定されているんですけど、この下鎌瀬地区だけ見てみましても、このかさ上げする民家の住宅を見たときにきれいであるわけですけど、今、この対象の民家の人たちはどのように生活されておるんですか。ここでやっておられるんですか。それとも、どこかに避難しておられるんですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 再建を希望される市民の方々につきましては、家の上げ方としまして、現在の住宅をジャッキアップして、そのまま上に上げられる方と、一度取壊して再建される方があります。

このジャッキアップをするにしても、再建をされるにしても、約1年間ぐらひはこの住宅には居住できないようになりますので、現在、古閑中町と坂本のほうに再建住宅というのを住宅課のほうで整備していらっしゃる。そちらのほうに再建を待っていらっしゃる方は優先的に入れて、居住していただいているという状況です。

○委員（中村和美君） それを、やっぱり対応することが、この被災された皆さん方の心配もほとんどなくなろうし、ぜひ協力してやって、そして再建に1人でも2人でも、そして坂本に定住されるように、担当課としては頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） さっきの坂井課長に、私は理解をしたほうなんです。なぜ、その計画高、私は現場に行ったときに、大変この問題について意見を述べた経緯があるんですけども、とにかくかさ上げ高、計画高をして、それ以上を何で国ができないのかと成松委員が言われた。何で八代市がせないかんのかということ

で、議論した経緯があるんですけども、その中で理由というのは、大体説明をいただいたので理解したんですけども、やはりプロジェクトの中で国と県と地方自治体の中での申合せと言うといかんですけども、危険度が高いところについては、市として、地方自治体で対応していただきたいと。それを国に申し上げなさいと言ったんですけど、国としては、いや、それはもう地方自治体のほうでやってほしいというような結論に至ったというような経緯を私は聞いたんですけど、それについては間違いないですかね。

○復興整備課長（坂井宏全君） 国土交通省のほうにも何度も問合せはしているんですけど、国としては、河川整備計画に基づいた計画堤防高の整備しなさいと。あとは自治体の判断で、上げる自治体は上げてください。上げない自治体はそのまま国の整備でということで、上げる自治体につきましては、財源としては2分の1は国庫補助金で手当てをいたしますということを言われております。

以上であります。

○委員（成松由紀夫君） その話、山本委員が言われるのはよく分かるんですけど、議長当時だったから、国の要望とかの流れの中で、ちょっと理解が違うんですよ。要望の部分も、やっぱり国のところの計画高水位というのは分かるがということで要望に行っとるわけですよ。国はやはり過去、例を見ないというか、大変な状況があるから、そこについてはきちんとその計画高水位以上のものも含めてということで、九州地方整備局も国も、より八代市に寄り添っていくというようなちょっと言い方だったんですよ。

だから、私の理解からすれば、その計画高を超えて、この間被災したときの水量があふれないような部分を国がした上で、あと、さっきの答弁じゃ、かさ上げには今余裕がないところの

3地区で、八代がその分上げたという答弁だったんですけど。そうじゃなくて、その分は国が上げておいた上で、プラスアルファ安全のために市がかさ上げするという、私は理解でおったんですよ。

けども、いや、国の計画だったら、3か所あふれるから、あふれんごと八代市でしまったということ、あれだけ被災した当時、ここにいる与野党を超えて、皆さんボランティアで現場入った、現場を見て、その後に坂本の皆さんに戻ってください、戻る戻らん、輪中堤、かさ上げ、いろいろあったですよ。

ここまでのとおり、まとめというのは、もう退職された先輩の職員さん方も含めて、皆さんで坂本に戻るようなことを話してるときに、いや、スリキリ危ないところが3か所で、その部分は計画高で国が出すだけのところを出して、でもあふれる分で市で、それがスリキリのところというたら、かなり不安がらすというのが筋だし、そのときのやり取りをね、もうちょっと部次長も含めてしっかり共有しとかなん。

プラスアルファの2分の1の補助というのはあくまで俺は安全地帯の高さのかさ上げ造成工事というイメージを持ったもんだから、あの坂本の現地に残られる方々が、もうほら、さっき橋本委員からあったけど、70年とか80年とかというのはもう参考にならんだろうし、30年よりも、やっぱり喫緊10年のこのゲリラ豪雨とか、その水量に対してどうなのということ国にもしっかり物申していかなん。予算要求についても、そこをしっかりと要望はしていくべきだし、建設部の話が全然、被災した後のときの意識とモチベーションと何か違うような気がするものだからね。そこら辺をしっかりとちゃんと引き継いできていますか。

○復興整備課長（坂井宏全君） ただいま成松委員からございました要望等に関しましては、継続して国のほうには要望活動を行っております。

す。

ただ、その要望活動がかなう、かなわないを待っていては、生活再建というのが遅れるだけになってしまいますので、まずもって、一日も早い生活の再建を被災者の方々にしていただくために、国をお願いして工事をしていただく。八代市が負担をしてかさ上げをするという方針が決定しているところでございます。

○委員（成松由紀夫君） だから、その金が出るまで待てなんていう話をしないわけよ。

だから、そこら辺の、国が最初に言っていた話と今言っている話に誤差があるのであれば、そういうのも含めて、後ほどしっかり教えてください。

○委員（増田一喜君） ごく単純な質問なんですけれども、これ西鎌瀬が7件、中津道が4件、下鎌瀬が6件というふうに宅地の分のかさ上げしてあるけど、数えてみたら、そこは一応6件で、ピンク色のやつ6件で合うんですよ。ほかは合わないんですよ。中津道は4件だけでも、赤い、このピンク色のやつが6件あるんですよ。西鎌瀬のほうが、ここが7件でしてるけど、数えると、8件になってるんですよ。このずれちゅうのはどういうことなんですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） ただいまの御質問ですけれども、この図面の中に書いております対象家屋数というのは、あくまでも家屋です。住家です。

このピンクで示してありますのは、倉庫があったり、例えば西鎌瀬地区につきましては、お寺があったり、それと、仏堂みたいなお寺のそばにあるような、そういうのも入れてございませぬ。

ですから、ピンク色の表示と対象家屋数に書いております件数は合わないところもあると思います。

それと、中津道地区につきましては、真ん中左ぐらいに黄色い区画が2つ近づいてあるのが

あると思いますが、この右側は阿蘇神社でございませぬ。左側はお墓でございませぬ。ここは阿蘇神社とお墓をほかのところと同じように上げていただくというような図の表示でございませぬ。

以上でございませぬ。

○委員（増田一喜君） ということは、お寺さんでも、お寺さんの持ち物の倉庫があったり、それは1戸として数えるという、そういう意味ですかね。

だから、この一つ増えているけれども、実際は1家屋とみなしているということですかね。

あと、下鎌瀬のほうも、中津道のほうもそういう感覚でよろしいということですね。

○復興整備課長（坂井宏全君） この件数と言いますのは、国が補償した、カウントで数えてあるものだと思っております。この図も、国に作成していただいた図になるんですけども。ですから、補償対象が7件あったというような表示になるかと思っております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 今ほど、計画、堤防高の話とか、いろいろあったんですけども、もうこれ、かなり前からやっぱり現地見てから、見させていただいて、委員長のほうから連れていってもらって、見せていただいたときから、そういう話はしていたんですよ。山本委員のほうからも、強くやっぱり言ってくれという話を大分していました。

それがなかなかこう、国のほうは30年の見通しで計画を立ててという話をしています。それじゃあちょっといかんだろうちゅうことで、やっぱり流域自治体はやっぱり10年間ということで計画を立てたというのがあるんですけど

ど、やっぱりその乖離というのはどうしても埋まらなかつたわけなんです。国のほうがなかなかうんと言わんもんだけん。

そこはやっぱり、今遅いかもしれんとですけども、この委員会っちゅうか、やっぱり今、八代市議会として、もう1回、私はやっぱり国に対して強く要望すべきだと思います。委員長、いかがですか。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・八代市管内宅地かさ上げ受託合併工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

小会します。

（午前10時41分 小会）

（午前10時42分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書と委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 次に、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

を議題とし、調査を進めます。

本件について2件、執行部から発言の申出があつておりますので、これを許します。

◎令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

（坂本地区防災拠点整備事業（右岸側）について）

○委員長（上村哲三君） それでは、まず、坂本地区防災拠点整備事業（右岸側）について説明をお願いします。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課の松永と申します。

坂本地区防災拠点整備事業（右岸側）につきまして、市内部での調整、確認、地元市政協力員、住民自治協議会への事業説明を終え、了承を得ましたことから、本日説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。だいてもよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） 資料2ページを御覧願います。

まず、1番目の令和2年7月豪雨における課題といたしまして、球磨川の氾濫により坂本支所が水没し、支所機能が喪失いたしました。現地災害対策本部が設置できませんでした。また、自衛隊などの救助活動拠点が確保できませんでした。

そういうことを踏まえまして、右側でございます坂本支所再建有識者検討会におきまして議論され、災害時の防災拠点機能が再建される坂本支所だけではなく、別途に検討する必要があるとの意見がございました。

そこで、2番目の坂本地区防災拠点整備事業の概要でございますが、令和3年2月策定の八代市坂本町復興計画及び、令和4年3月策定の

八代市坂本町復興まちづくり計画にも触れてありますが、球磨川の氾濫等による交通網の寸断などで再建される坂本支所に被害が及び、万一支所機能が喪失した場合に備えて、現地災害対策本部、支所機能を備えた施設を右岸、左岸にそれぞれ1か所ずつ整備する。また、自衛隊や警察、消防などの部隊活動の拠点機能、支援物資などの集積拠点機能を兼ね備えるというもので、防災拠点に求められる機能といたしましては、現地災害対策本部機能、支所としての機能、自衛隊等の救援活動拠点機能、緊急物資等の集積基地機能とされております。

次に、防災拠点整備地の地理的要件及び考え方といたしまして、坂本町内外のアクセスが確保できること、左岸側におきましては、県道破木二見線の拡幅、防災性向上を前提に、県道破木二見線沿道に配置、右岸側におきましては、高速道路への工事用出入口の整備が進められている坂本パーキングエリア周辺に配置しております。

以上の防災拠点に求められる機能と、防災拠点整備地の地理的要件及び考え方から、候補地を左岸側は田上社会教育センター、ここにつきましては、令和5年度に整備済みでございます。右岸側についてでございますが、当初、坂本支所仮設庁舎周辺と考えておりましたが、今回、さかもと青少年センターへ変更するものでございます。

次に、3番の右岸側防災拠点の整備方針を変更というところの(1)整備地を変更する理由でございますが、坂本町復興まちづくり計画等の作成当時に予定されていなかった九州自動車道坂本パーキングエリアからの工事用道路の整備が始まりました。

次に、令和6年度に工事用道路の線形が明らかになり、部隊活動拠点として想定しておりました仮設庁舎の北側用地が使用不可となったため、仮設庁舎周辺での整備が困難となったとこ

ろでございます。

また、新たな坂本支所とコミュニティセンターが令和8年2月の供用開始に向け、現在、再建工事が進んでいるところでございますが、近年の頻発化、激甚化する自然災害に備えるためにも、支所の再建に合わせて、代替施設となる右岸側への防災拠点を早急に整備する必要があるというのが整備地を変更する理由でございます。

次に、資料3ページを御覧ください。

(2) さかもと青少年センターの選定理由でございますが、八代市坂本町復興まちづくり計画の地理的要件や防災拠点に求められる機能の多くに合致していきまして、孤立の可能性が少なく、また、災害によって被る損害の内容や大きさも少なく、既に八代市地域防災計画における坂本支所の代替施設として位置づけてあること。さらには、坂本パーキングエリアからも近く、交通網寸断の影響が少なく、既存施設の有効活用が図れますことから、今回、坂本支所仮設庁舎周辺からさかもと青少年センターへ変更するものでございます。

次に、(3)防災拠点として運用する場合の活用案でございますが、図を見ていただければと思います。

グラウンドを自衛隊、警察、消防などの部隊の活動拠点機能、1階のランチルーム、ワークスペースを緊急物資等の集積基地機能、2階の研修室を現地災害対策本部機能、多目的室を支所機能として予定をしております。

続きまして、(4)施設改修工事内容でございますが、既存施設の有効活用を最大限に図りながら、現地災害対策本部機能及び支所機能に必要なインターネット回線の引込み工事や、停電時の電源確保のための非常用電源切替盤の設置を行い、強靱性を持たせる予定としております。

最後に、現在の状況及び今後のスケジュール

でございますが、4月に坂本町市政協力員の皆様、5月に坂本住民自治協議会役員の皆様へ事業説明を行いまして、特に御意見等はいただきませんでしたことから、本日、当委員会へ御説明いたしまして、今後、復興推進本部会議にて右岸側の整備方針を最終決定した後、9月定例会にて補正予算をお願いいたしまして、今年度内の整備完了を目指し、来年度の出水期までには備えるものでございます。

4ページには位置図をつけておりますので、御覧いただければと思います。

また、今回の整備で、既に整備完了済みの田上社会教育センターに加え、さかもと青少年センターも防災拠点となりますが、平常時、ふだんの取扱いにつきましては、これまでどおり、社会教育施設として利用していただくこととしておりまして、あくまでも、今度できます坂本支所に万一何かあったときのバックアップ機能としての整備でございますので、委員の皆様方には、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。以上で、坂本地区防災拠点整備事業（右岸側）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（成松由紀夫君） これは妥当な流れであって、やっぱり一番大きいのは工事用進入路がスマートインターチェンジに向かって進んでいるということなので、被災した当時、もう左の、下りのほうから、もう入れんで、人吉まで行って、Uターンして、上りからということで、結構苦労したんですね。

そういうところの位置づけでいうと、もうこのさかもと青少年センターの当時、坂本パーキングエリアへの流れもなく、市長と潮崎部長とトップセールスで、東京で話がある程度なってきたので、こちらに移転するというのはそうだし、あと当時、あそこのグラウンドかな。こ

こでみんないろいろしよったときに、ほら、何か体を洗う機能もなかったから、当時の西濱議員が中心になって、シャワーのああいうのも置いたんですよ、ウオーターなんだったかな。

その辺もちょっと気になったんだけど、この1階、2階でスペースがある中で、防災拠点で運用する場合というとき、全部、ある程度網羅できる状況にあるのか。その後、改装するみたいな、当時話があったので。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） 現在のさかもと青少年センターにつきましては、宿泊も今受け入れていらっしゃるようですので、入浴施設等、トイレも洋式化されております。

○委員（成松由紀夫君） もうそういうことであれば、やっぱり対応されたんだろうなと思つて。いや、もうこの件については、執行部も大変頑張っておられたし、これこそ国、県、市の連携で行った案件なので、ぜひこの防災拠点を活用していただきたいと思つています。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 確認だけ2点、お願したいと思います。

今回指定をされるさかもと青少年センターの背後には山があると思うんですけど、その辺りの安全性、それと、9月補正予算を要求予定ということですが、上のほうに書いてある課題のネット回線の対策と、停電時の電源確保、このほかにあったら、何か教えていただければと思つています。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） まずは、背後の山のほうですけども、県のほうに確認をまずいたしておりまして、防災拠点の要件につきましては、明確な基準はございませんけども、防災拠点の重要な部隊活動の拠点の要件として活動ができる建物があること、面積や駐車場の台数があって、さかもと青少年センターは

候補地として問題ないとの回答を今いただいているところでございます。

先ほど言いました整備内容は、今のところインターネット回線と非常用電源を考えております。その2点で考えております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今、県がほら、住宅なんかで、レッドゾーンとかイエローゾーンとか、ああいうのは何も関係ないんですか。選定についてです。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） 今、一部、その敷地の一部がレッドゾーンにかかっています。そのレッドゾーンにかかっている部分を今言いましたいろんな場所から外して、今考えているところでございます。

○委員（山本幸廣君） 現在の状況及び今後のスケジュールの中で、9月に補正予算を要求されるということなんですけれども、どれぐらいの予算を要求されるんですか。

もう一つ、施設改修の工事ですので、私たちが見る範囲内ではどのような補助事業というのが対象になって、補助率はどれぐらいなのか。そこを分かったら教えてください。

○理事兼危機管理課長（松永貴志君） 金額は、今、営繕課のほうに積算、設計をしていただいく予定でございますが、そこは今、詰めを行っているところでございますが、前回、田上社会教育センターを改修した際には、2000万円程度かかっております。

それと、財源ですけども、財源は地方債の充当率100%、元利償還金の70%が地方交付税として交付されます緊急防災・減災事業債を現在予定しております。（委員山本幸廣君「よろしいです」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で、坂本地区防災拠点整備事業（右岸側）についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時57分 小会）

（午前10時58分 本会）

◎令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

（令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について説明を願います。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の福田でございます。よろしく願いいたします。

令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証につきまして、失礼して、着座にて説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） それでは、先月26日に開催をされました第2回やっしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議において、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証を行いました5つの事業のうち、当委員会関係分でありますデジタル医療Ma a S推進事業の効果検証の最終年度につきまして、お配りしております資料を基にポイントを抜粋し報告をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、1. 事業の背景・目的についてです。本事業につきましては、これまで当委員会にお

いて報告をさせていただいているところであり、委員の皆様も御承知のところではございますが、現在、その一部地域が無医地区となっている坂本地域において、デジタル医療M a a S推進事業を実施することで、受診に係る負担の軽減と医療サービスの安定した提供の一助となり、地域の人口流出に歯止めをかけ、地域コミュニティの機能を維持するなど、地方創生につなげていくということを、この交付金の交付を受けるに当たって設定した目的としております。

なお、今後につきましては、坂本地域以外の泉町などへのへき地や過疎地域などでのデジタル技術を活用した医療提供や医療以外でのM a a Sの検討を行うこととしております。

次に、2. 事業の概要です。交付金における事業期間は令和4年度から令和6年度まででございます。初年度の令和4年度は①から④に記載しております委託事業により取組を開始しました。その後、令和5年度以降につきましては、③モバイルクリニック実証事業委託業務と④オンライン診療車運転委託業務により事業を推進しております。

次に、3. 本事業における重要業績評価指標、K P Iです。K P Iにつきましては、本事業2項目を挙げております。

指標の設定につきましては、2ページのほうに詳細を記載しているところですが、本事業につきましては、令和4年度と令和5年度が実証事業としての実施期間であり、この実証事業としての2か年度のK P I値につきましては、国に交付金の当初申請を行う際に確認を行い、数値を設定しないとした経緯がございますので、ゼロとなっておりますが、令和6年度からは実装事業として実施をしておりますので、今回から実績値を掲載しております。

指標1につきましては、坂本町にあった医療機関が独自で巡回診療を行っていた患者数が約

100名であったことから、この100名全ての方を医療M a a Sへ移行する目標値を立てたところでした。

患者の病状の変化や家族が市街地への通院に付き添うなど、医療M a a Sを利用する必要がなくなったケースもあり、目標には届きませんでした。

また、指標2につきましては、発災後に巡回診療を行っていた地区及びその周辺地区で、厚生労働省が出しております無医地区の定義である半径4キロ以内の区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区を参考として設定した地区、これらを医療M a a Sで運用を行った場合、坂本町の65%をカバーできるとして目標値を設定しております。

この指標2におきましては、電波状況によりオンライン診療ができない地区があり、新規にエリアを開拓できなかったことが目標値に届かなかった原因と考えられます。

両指標とも目標には届きませんでしたが、医療機関がないという状況の中、この事業により、医師が現地へ赴く移動の負担軽減や患者の医療機関受診にかかる負担軽減が図られ、医療サービスの安定した提供を実現できたものと考えます。

そのため、4. 事業の地方創生への効果は、4段階評価の2番目に当たる地方創生に相当程度効果があったと、さきのやつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議においても評価をいただいたところでございます。

次に、5. 経費内容・事業実績、取組概要ですが、①サービスモデル構築のための委託業務、②医療M a a S配車・予約システム構築委託業務につきましては、令和4年度に実施済みとなっておりますので、令和6年度の実績はございません。

次に、資料の右側をお願いいたします。

③モバイルクリニック実証事業委託業務につきましては、丸1つ目の坂本地域医療M a a S 実行実装（巡回診療）推進、丸2つ目の服薬指導・薬剤配送実装推進、丸3つ目の実装運行、分析、提言を実施しております。

次に、④オンライン診療車運転委託業務では、モバイルクリニック車両の運行を委託により引き続き実施しております。

そのほか、配車・予約システム使用料・オンライン診療車両リース経費につきましても計上しております。

続きまして、6の成果・課題・今後の方針になります。まず、成果といたしましては、3ページの別紙2を御覧ください。

中ほどの表に記載しておりますとおり、令和6年度におきましては、オンライン診療が145人、オンライン服薬指導、薬剤配送が415人と、前年度から横ばいまたは減少をしております。こちらにつきましては、患者の病状の変化や通院への切替えなどにより、このような数値になっていることが考えられます。

また、医療以外でもM a a S車両を活用し、マイナンバーカードの出張申請では20名の申請を受け付けたり、イベントなどの救護車両としても活用しております。

1ページの6. 成果・課題・今後の方針に戻っていただきまして、次に、課題のほうでございますが、先ほど申し上げましたように、電波状況によりオンライン診療ができない地区があり、新規にエリアを開拓することが難しい状況にあります。

また、令和6年度までは事業費の2分の1が補助金により事業を継続できましたが、令和7年度以降は、人件費やシステム経費などの運用コストの負担全て一般財源となるため、持続可能な運用体制を構築するためには財源を確保する必要があります。

次に、今後の方針でございますが、令和7年

12月竣工予定の坂本支所内に、仮称ではございますが、坂本診療所を令和8年3月に開設することで現在進めているところでございます。

こちらにつきましては、坂本町の地域住民からも医療機関の設置を強く要望され、実現されたものでありまして、診療所が開設すると、坂本地域の無医地区が解消される見込みとなります。

そのため、坂本地区での医療M a a Sの運行は、診療所の開設時期である令和8年3月をもって終了と考えております。

その後のM a a S車両や電子機器などの活用につきましては、現在、ほかの地域での活用を検討を行っているところでございます。

最後になりますが、7. 事業総括です。令和6年度はそれまでの実証事業から本格運行へと移行し、突発的にトラブルが発生した際にも対応できるようマニュアルを作成し、医療機関だけでも運用できる体制を構築してまいりました。

また、医師の派遣を行っている泉町のへき地診療所である椎原診療所においては、荒天時に医師が診療所へ行けない場合でも診療ができるよう、これまでの医療M a a Sのノウハウを生かした取組について検討を進めてまいりました。

さらに、医療M a a S以外の取組としまして、マイナンバーカードの出張申請や各種イベントでの救護車両としての活用をするだけでなく、令和6年10月に行われました衆議院議員総選挙におきましても、期日前投票の移動投票所として車両を活用したところでございます。

今後は、坂本診療所が令和8年3月に開設することに伴いまして、この事業は終了となりますが、引き続き今回の事業で培ったノウハウを生かし、健康で安心して暮らせる地域づくりを目指して取り組んでまいります。

以上、報告とさせていただきます。よろしく

お願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（成松由紀夫君） この医療M a a Sはですよ、当時、山本審議官、一生懸命奔走されて、総務省とやり取りしながら、地方創生で云々ということで、今の木村知事がかなりてこ入れであった事業なんですよ。それによって、先ほどから説明があったとおり、かなり助かった地域、数字には届かなかったものの、やはり、できることはもう全てやったすばらしい事業だったなという感想なんですよ。

坂本診療所の開設に伴ってということで、来年の3月以降休止する。それと、その後のいろんな活動が一般財源になってくるというようなことではあるんだけど、せつかくここまで培ったノウハウとか、それとか、途中あったんだけど、通信障害であったり、異常事態に備えたマニュアルとか、その都度、その都度、健康福祉部も危機管理課と一緒にあって、いろんなノウハウをためて、本当に坂本の人たちに寄り添ったことができた一つのツールなんですよ。

なので、これをぜひ、変わる財源も当然見つけながらなんだけど、何か今の現時点で今後の活用策というか、考えられることは何かお考えはありますか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 一応、医療M a a Sにつきましては、令和8年3月をもって休止、坂本地域での医療M a a Sは休止というのを考えておりますが、現在、先ほど御説明しましたように、泉地域などのへき地です。今、椎原診療所につきましては、片道50キロ、時間にして片道約1時間半ほどかけて、医師のほうを送迎をしている状況でございます。これがなかなか荒天時になりますと、医師の派遣ができなくて、休診をしてしまったり、診療時間を変更するというふうな形で対応して

いるところなんです。この医療M a a Sで培ったオンライン診療のノウハウを生かしまして、その診療所のほうに機器を設置することで、こういった荒天時におきましても、オンラインによって診療ができるのではないかと。ところで、今現在検討を進めているところでございます。

○委員（成松由紀夫君） そうですね、椎原診療所の問題であったり、いろいろあるし、八代北部地域医療センター等々と多分いろんな連携が大事になってくると思うので、もうこれだけこう本当八代のために頑張ってくれた車両で、ノウハウもあるので、ぜひ活用を考えていただきたいと思います。もうこれは執行部の頑張りに敬意を表するところでもありますので、よろしくをお願いします。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 関連ですけども、今、説明があった中で、一番課題としてね、課題としてはということで、オンラインの診療が可能かどうか。電波の状況の調査を委託業者に実施をしておると。坂本を振り返りながら、坂本での問題等も含めて、椎原の診療所、オンラインというのを考えておると。坂本より椎原のほうが電波障害がありますよ。分かりますか。そこら辺りをどうね、対処していくのかということ、やっば早急に業者等も含めて、あなた方がやっばし現場に行きながらね。やっばり対応していただきたい。

これがなければ、電波障害なければ、坂本ではこの問題は物すごかったんですよ。もう聞くところに電波障害、大変な、高齢者の方々が。できなかつた、対応していただけなかつた。大変な苦情というのがたくさん出とったという現状があるわけでしょう。

だから、これについてはしっかりと対応して

いただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 意見です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今後の活用方法ということで、椎原のほうで使えればと。機械を使えればというような話で、私は今受け取ったんですけど、車自体を持っていくわけじゃなくて、そこで培ったノウハウというのは、その機械を使って、何かいろいろとノウハウがいろいろ取れたんだらうと思うんで、そこら辺のところを持って行って、使えるかどうかって話をやられたということによろしいですか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 泉の椎原診療所での検討につきましては、あくまでも医療Ma a Sに搭載された機械、機器を診療所のほうに設置をさせていただいての活用になります。

といいますのが、今、Ma a S車両として使用している車両がハイエースで、横幅が1メートル90センチ弱で、縦が5メートル35センチほどありまして、なかなか泉地域での道が狭うございますので、なかなかあの車両での運行というのはなかなか難しい状況にあるということでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ということは、ハイエースについても、何らかの形で、医療Ma a S以外の形で何か活用したいというようなことで、今、検討段階ということで、認識でよろしいですかね。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 今現在は先ほど、効果検証でもお伝えしましたように、いろんなイベントの救護車両とか、マイナンバーカードの出張の申請だったりとか、期日前投票等で今活用させていただいているところでご

ざいまして、そのほかにもいろんな活用策ができないかというのは、今後検討させていただければと思っております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。活用策のほうが決まりましたら、また、御報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証についてを終了します。

執行部は御退出ください。

（執行部 退室）

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前11時16分 小会）

（午前11時17分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

執行部より発言の申出がございますので、これを許可します。

○復興整備課長（坂井宏全君） 復興整備課、坂井でございます。

先ほどの議案の御審議の中で、持ち帰りしました資料の御提供、2件ありましたけれども、1件を準備できましたので、まず、その資料をお配りしたいと思います。

それと、もう1件のほうは国土交通省に確認しまして、口頭で回答を得ましたので、まずもって口頭で皆様に御回答したいと思います。

それと、もう1件ありますが、橋本委員から御質問がありました件について、私の答弁のほうがちよっと分かりにくくて、誤解を招きかねないところございましたので、そこをちよっと訂正をさせていただいて、回答をやり直させ

ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○復興整備課長（坂井宏全君） それでは、資料を配らせていただきます。

（資料配付）

○復興整備課長（坂井宏全君） お手元に配付いたしましたのは、令和5年度に締結しました受託合併基本協定という国と結んだ3年間の協定の工程表になります。

現在お示しできるのは、この工程表ということになります。大体令和7年度で全ての工事を完了させるという協定を現在結んでいるところでございます。

続きまして、御質問がございました盛土材はどこに盛土してある分を持ってくるのかという御質問でしたけれども、国土交通省のほうに確認しましたところ、中津道の3地区に持っていく盛土材はくま川わいわいパークに盛土している分と、道の駅坂本の対岸に盛土をしている土砂。この2か所から持っていきますという国土交通省の回答でございました。

資料につきましては、また、取りまとめたものを後日の委員会のときにでもお渡しできればと考えております。

最後に橋本委員から御質問がございました。全国的な一級河川については、70年、ないし100年の計画じゃないかという、（委員橋本幸一君「いや、50年とか70年もあるんじゃないか」と呼ぶ）というお話でした。

私の答弁のほうがちよっと誤解を招きやすいところがございましたので、訂正をさせていただきます。

球磨川水系の河川整備計画につきましては、まずもって、おおむね30年間で取り組む整備計画をまとめたのが整備、球磨川の整備計画でありまして、想定する水量に関しましては、80年間の量を想定して計画を立てているという

ところでございます。

それに対しまして、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの想定する水量は、令和2年7月豪雨の水量を想定している、そこがちよっと差異があるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） そのほか、当委員会の特定事件について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で、特定事件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の中間報告の件についてお諮りします。

本委員会では、令和3年10月22日の設置以来、本日も含め、延べ28回の委員会を開催し、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を進めてまいりました。

その中で、八代市坂本支所の再建及び災害公営住宅の整備に向けた取組が進むなど、大きな進展がありました。

また、豪雨により氾濫した球磨川の治水対策として実施している宅地かさ上げや輪中堤の整備についても、国・県と連携し、事業が進んでおります。

道の駅坂本についても、県と連携し、再建に向けた取組が進んでおります。

そのようなことから、6月定例会の閉会日において、これまでの経過等について中間報告を

したいと思います。

このことについて、議長宛てに所定の手続を取らせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、中間報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年7月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

(午前11時25分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年6月16日

令和2年7月豪雨に関する特別委員会

委員長